

調査要領（学校用）

※ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒が在籍する学校（幼稚園型認定こども園を含む。）においては、調査項目ごとに示した（記入に当たっての注意事項）を確認の上、令和元年11月1日現在の状況を【調査様式】R1医ケア実態調査（エクセルファイル）に記入し、各学校の設置者等が設定した締切日までに提出してください。

⇒ 各学校においてはエクセルファイルを提出する際、ファイル名の【 】内を学校名に変更するようにしてください。例：【〇〇学校】R1医ケア実態調査

（提出先）国立大学法人が設置する附属学校（国立附属学校）：国立大学法人
都道府県が設置する学校（都道府県立学校）：都道府県教育委員会
市町村が設置する学校（市町村立学校）：市町村教育委員会
学校法人が設置する学校（私立学校）：都道府県（私学担当課）
株式会社が設置する学校（株式会社立学校）：市町村（所管庁）

（注意事項）

ここでいう「医療的ケア」とは、あくまで日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為を想定している。

なお、病気の治療のための医行為や風邪等に伴う一般的な服薬等は含まないものとする。

【医療的ケアの具体例】

喀痰吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻胃管）、導尿（自己導尿を除く。）、インスリン注射、その他医行為

1 記入上の注意について

- ・ 記入箇所は黄色の網掛けセルのみとし、それ以外のセルに記入しないこと。
- ・ 計算式を削除したりしないこと。
- ・ 集計用のシートにデータを引用するため、調査様式のシート上のセル・行の追加・削除・結合等の加工は絶対に行わないこと。
- ・ 「その他」の具体的な内容を記入するに当たって、万が一、行が足りない場合は上記（提出先）まで連絡し、その指示に従うこと。

2 設置者名の書き方等について

【設置者名の書き方】

国立附属学校：国立大学法人〇〇大学

都道府県立学校：〇〇県教育委員会

市町村立学校：〇〇市教育委員会

私立学校：学校法人〇〇学園など

株式会社立学校：〇〇株式会社など

【特別支援学校の対象障害種の入力方法】

特別支援学校のみ、該当する対象障害種の欄に「1」を入力してください。

(凡例) 視覚障害：視覚、聴覚障害：聴覚、知的障害：知的、肢体不自由：肢体
病弱・身体虚弱：病弱

3 医療的ケア項目について

【前回調査との変更点】

口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで）	⇒	喀痰吸引（口腔内）
口腔・鼻腔内吸引（咽頭より奥の気道）	⇒	喀痰吸引（鼻腔内）
気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引	⇒	喀痰吸引（気管カニューレ内部）
気管切開部（気管カニューレ奥）からの吸引	⇒	喀痰吸引（その他）
経鼻咽頭エアウェイ内吸引	⇒	喀痰吸引（その他）
ネプライザー等の薬液（気管支拡張剤等）の吸入	⇒	吸入・ネプライザー
経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入）	⇒	経管栄養（経鼻胃管）
経管栄養（口腔ネラトン法）	⇒	経管栄養（その他）
I V H 中心静脈栄養	⇒	中心静脈栄養
（新設）	⇒	人工肛門の管理
酸素療法	⇒	在宅酸素療法
（新設）	⇒	パルスオキシメーター
気管切開部の衛生管理	⇒	気管切開部の管理
人工呼吸器の使用	⇒	人工呼吸器の管理
カフアシスト	⇒	排痰補助装置の使用
インスリン注射	⇒	血糖値測定・インスリン注射
血糖値測定	⇒	血糖値測定・インスリン注射
経鼻咽頭エアウェイの装着	⇒	（削除）

- ・ここでいう「医療的ケア」は、あくまで日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為を想定していることから、「その他」の医行為に「てんかん発作時の座薬挿入」や「気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入」、「ストーマ及びその周辺の状態が安定している場合等、専門的な管理が必要とされない場合の当該ストーマ装置の交換」などは計上しないこと。

4 認定特定行為業務従事者について

- ・令和元年11月1日現在で、一定の研修を修了し、たんの吸引等の業務認定を受け、業務に従事している者とする。

5 結果の公表について

- ・今回の集計結果（学校の種類別、都道府県・指定都市別、国公立別など）については、追って当省のホームページに掲載するとともに、報道各社に配布する予定です。
なお、公表していない集計結果についても外部からの求め（国政調査権に基づく資料要求や情報公開請求など）に応じて提供する場合があります。